

交通法

岡本 友子

「示談と損害賠償」の各報告があった。なお、前者に関連し、林泰民ほか「大阪地裁民事交通部の交通事故損害賠償判決の実情（平成五年度）」（判タ八九五）もある。

二 日本賠償医学会

交通法学会（海上交通・航空交通は除く）において、今年度も多くの労作が公にされた。順次紹介していきたい。

一 日本交通法学会

第二七回定期総会は、平成八年五月二五日、弁護士会館で開催された。個別報告として、稲垣喬「交通事故と医療過誤の競合」、市原刑務所の処遇等につきスライドを使つての伊藤嘉明「交通刑務所の現状と展望」が行われた。

シンポジウムは、「重度後遺障害者の実態とその救済」のテーマの下、堀江武「遷延性植物状態について」、垂水正大「自動車事故による重度後遺障害者の生活実態」、藤村和夫「自動車事故による重度後遺障害被害者に対する法的救済の

現状」、桑原昌宏「労災保険における重度後遺障害被害者に対する法的救済」の四報告がなされた。重度後遺障害は、家族を巻き込んでの介護や事故後の経済状況の悪化、将来の不安等、死亡と比べてもその実態は重大であり、被害者とその家族に対する社会的かつ法的支援がより一層望まれる。

当学会には、人身賠償補償研究会が設けられている。平成七年一月一七日、最判平七・五・三〇（民集四九・五・一四〇六）を評釈する杉田雅彦「搭乗者傷害保険条項にいう『正規の乗車用構造装置のある場所』の意義」（判タ八九六）が報告された。なお同判決の評釈には、山野嘉朗・判タ八九六もある。同一二月一五日、東京地裁判事らによる南敏文「平成七年の民事二七部の交通事故判例の動向」、竹内純一「労災保険金等の損

害填補性について」、渡邊和義「損害賠償額からの遺族年金の控除」の各報告があった（判タ九〇四）。これと関連し、南敏文「東京地裁交通部における訴訟の傾向」（後掲『新たな動向』所収）もある。

平成八年六月二日、塩原真理子「原因競合（被害者の素因の場合）」と寄与度、同七月二六日、山下典孝「PAP免責条項にいう配偶者」、九月二七日に、最判平八・四・二五（自保新聞一五〇一）の評釈として阿部清「交通事故受傷者が貝採中に水死した場合の受傷逸失利益は、死亡時までに限られないとした事例」が、それぞれ報告された。

当学会には関西支部が設けられており、平成七年一月二日、大阪地裁判事による島川勝「最近の交通事故訴訟の実務上の問題点」、および高森八四郎

平成七年二月二日に、第二七回研究会が開催された。第一部のシンポジウムでは大型災害に関する諸問題について、若杉長英「災害と傷害・死因との因果関係立証に関する法医学的諸問題」、小田晋「災害の人間学的構造——その精神的病理と精神保健」、山野嘉朗「テロ・犯罪行為、自然災害被害者の補償に関する問題」、稲継次郎「大震災での現場実態と課題」、山地利治「近年における自然災害と損害保険の役割」の各報告が行われた。第二部では、倉田卓次「交通損害賠償戦後五〇年の歩み」が講演された。

平成八年六月八日の第二八回研究会では、第一部は、古笛恵子「交通事故訴訟における心因性反応の評価」、十束支朗「外傷後神経症について」、国分正一「むちうち損傷をめぐる整形外科的諸問題」、執行秀幸「過失相殺の新潮流」の四報告がなされた。第二部では未熟児網膜症と

賠償医学について、早坂清「未熟児網膜症に係わる医学的諸問題」、平沼高明「賠償医学と医療水準」の各報告があった。

三 単行本

まず、交通事故民事裁判例集創刊二五周年記念論文集『交通事故賠償の新たな動向』(ぎょうせい)が刊行された(以下『新たな動向』とする)。これは、二七の重要テーマに関する論説編と、責任論・損害論・示談・相殺・消滅時効・保険に関する裁判実務の傾向をまとめた解説編に大別される。前者について個別的に紹介したい。貞家最高裁判事退官記念論文集『民法と裁判』(きんざい)、守屋克彦ほか編『実務からの法律学』(勁草書房)にも交通法関係の論文が収められている。

次に、東京三弁護士会交通事故処理委員会慰謝料部会編『交通事故慰謝料算定論』(ぎょうせい)は、総論と各論に分かれ、従来の慰謝料に関する考え方を検証し新しい考え方を模索したものである。また、九四年度の本欄で「格好の入門書」として紹介した加茂隆康『交通事故賠償』(中公新書)の増補改訂版がだ

された。

さらに、石原治『不法行為改革』(勁草書房)は、日米の不法行為改革の議論を包括的に研究したものであり、興味深い。

保険法の分野では、九つの論稿を収めた坂口光男『保険契約法の基本問題』(文真堂)が刊行された。

四 論文等

1 責任論

運行供用者責任に関し、宮原守男「運行供用者責任の新展開」、所有者の許諾に基づく一時的使用では共有的な考え方によると割合的な運行供用者性を認めやすいとする伊藤高義「共同運行供用者の他人性」、駐車車両に起因する事故につき車庫出入説を主張する土田哲也「違法駐車に起因する交通事故の損害賠償問題」(以上『新たな動向』所収)、佐藤昌利「自賠法三条の『運行によって』に関する判例の研究」(『実務からの法律学』所収)がある。共同不法行為に関し、淡路剛久「交通事故と共同不法行為」、原格「交通事故と医療過誤との競合」(以上『新たな動向』所収)、稲葉威雄「共同不法行為—自動車事故を中心とし

て」(『民法と裁判』所収)がある。

また、野村好弘「因果関係の確率的、割合的認定」は、割合的因果関係論の発展の動向を紹介し、小賀野晶一「あるがまま判決」の批判的検討は、寄与度論を否定する判決の問題点を明らかにしようとする(以上『新たな動向』所収)。

これと関連し、心因性要因を斟酌し適正な賠償額を確定すべきとする西村孝一「損害賠償とむち打ち損傷」、最判平成五・九・九(判時一四七七)を契機とする高崎尚志「被害者の自殺」(以上『新たな動向』所収)、佐々木洋一「交通事故における被害者の素因と損害賠償」(『実務からの法律学』所収)、北河隆之「後発的事由による被害者の死亡と逸失利益の算定」(損保五八・二)がある。

その他、都築弘「道路管理の瑕疵による事故責任」、升田純「自動車事故による賠償と製造物責任」(以上『新たな動向』所収)、野村泰弘「自転車事故」(徳山四五)もある。

2 損害論

今年度の日本交通法学会のシンポジウムのテーマとも関連するが、後遺障害について、定期金方式の合理性を主張し試案を提示する藤村和夫「重度障害者と植

断基準について検討する福永政彦「後遺障害と逸失利益」、自賠責保険の後遺障害等級表自体および運用上の問題点を指摘する羽成守「後遺障害の等級表をめぐる諸問題」(以上『新たな動向』所収)がある。

逸失利益の男女格差問題につき、人間の生命評価の観点から従来の損害評価方法を再検討し新たな解決の方向を示唆する岡本友子「男女格差の問題」(『新たな動向』所収)や、佐川房子「交通事故損害賠償における逸失利益の男女間格差の是正について」(『実務からの法律学』所収)がある。また、内外人格差の問題につき、一八一九歳平均賃金を基礎とすべき旨提案する佐々木一彦「外国人労働者の逸失利益」(『新たな動向』所収)、宮川博史「外国人の逸失利益」(判タ九一六)、障害児の逸失利益に関し、石川恵美子「逸失利益」(法教一八六)、判例評釈の若林三奈「障害」をもつ子どもの死亡による損害」(法時六八・四)がある。

さらに、塚充廣「逸失利益の現価算定の基準時について」(判時二五六)、塩崎勲「年金の逸失利益性」(『新たな動向』所収)、南敏文「不法行為と年金給付」(『民法と裁判』所収)がある。また、前田陽一「不法行為に基づく損害

賠償請求権の「帰属上」「行使上」の一身専属性の再検討」(立教四四)は、損害賠償請求権の類型ごとに請求権の性質に照らし、相続・譲渡・債権者代位権の成否につき検討すべき旨主張する。

大嶋芳樹「慰謝料算定基準をめぐる諸問題」(『新たな動向』所収)は、各種の慰謝料算定基準の綿密な比較検討を行う。

賠償額の調整に関し、北河隆之「損益相殺・重複填補」、高野真人「複数加害車両関与型事故における過失相殺」、最判平成七・一・三〇(民集四九・一・二一一)をはじめ裁判例の検討を行う伊藤文夫「搭乗者傷害保険と損害賠償額」(以上『新たな動向』所収)、坂口光男「搭乗者傷害保険金と損益相殺」(法論六七・四〇五〇六)、渡部修「控除後相殺説を選択する旨の意思表示の法的拘束性」(『実務からの法律学』所収)がある。

3 鑑定・賠償医学・制度設計

江守一郎「工学鑑定から見た交通事故の諸問題」は、具体的な事故例により交通事故の再現手法を説明し興味深い。また、若杉長英「賠償医学の現状と問題点」(以上『新たな動向』所収)もある。中山竜一「保険社会」における不法行

為法」(近法四三・一)は、不法行為法に対する法思想史的考察である。

4 保険

この分野については、石田満「交通事故と保険法との交錯」、尾上和宣「故意免責」(以上『新たな動向』所収)、藤井勲「自動車保険について」(『現代法律実務の諸問題』平成六年版日弁連研修書所収)、八島宏平「自動車責任保険における担保危険の範囲と免責」(法政論究二八)、武田昌之「自動車損害賠償責任保険契約における直接請求権の構造的分析」(損保五七・四)、今井薫「救急費用の有料化と損害防止費用」(産法二九・二二)がある。

5 外国法

山口成樹「イギリスにおける稼働能力喪失概念」(『新たな動向』所収)は、日英比較を行う。山野嘉朗「フランス交通事故法の運用実態に関する一考察」(愛学三七・三三四)は、倉田卓次弁護士の間問に対し回答する。同「フランスにおける車両単独事故と人身損害の補償」(愛学三八・一一二)は、車両単独事故を惹起した運転者が被害者である場合、同乗者である所有者に対し交通事故法上賠償請求をなしうるとする判例の評釈で

ある。また、ハイン・ケッツ／藤岡康宏訳「ドイツ損害賠償法改正の当面する諸問題」(早比三〇・一)もある。

6 その他

小川新二「道路交通法、自動車の保管場所の確保等に関する法律の改正について」(研修五六六)は、改正の概要を紹介する。小管孝嗣「駐車対策の現状と課題」(警論四九・一)は、違法駐車の問題につき、駐車需要軽減策・駐車容量拡大策・駐車モラル向上策の総合的な推進を説く。また、恒光徹「入江祥子「軽微な道路交通法違反処理の再構成(1)(2)完」(岡法四五・二一三)は、わが国の目指すべき軽微な道路交通法違反処理手続きを考察する。さらに、金丸和行「最近の自転車事故の状況と事故防止対策について」(警論四八・一〇〇)、曾田英夫「鉄道事故に関する一考察」(損保五八・二二)もある。

最後に、隅元昭「硯武史」第5章「交通事故判例を用いた法情報処理の一方式」(『法学教育におけるコンピュータの利用』関西大学法学研究所研究叢書11所収)は、法的推論部にニューラルネットワークを適用し構築した交通事故裁定予測システムの概要を紹介するものである。

(おかもと・ともこ 広島大学助教授)